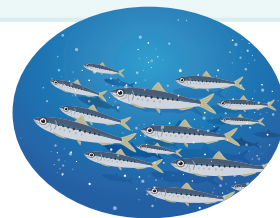


漁業者と自治体の協力による 海洋ごみ回収マニュアルについて

1

マニュアル策定の背景



海洋ごみ(漂流・海底ごみ)による船舶の航行や漁業活動への障害、漁場や海洋環境への影響が懸念されています。漁業者が回収した海洋ごみを漁港まで持ち帰り、保管、処理をするためには、漁業者自らの取り組みとともに関係者の協力が必要であり、その仕組みづくりには自治体の協力が不可欠です。漁業者と自治体が連携した海洋ごみの回収・処理においては、環境省の補助金(海洋漂着物等地域対策推進事業)を活用していただくことが可能です。

環境省では海洋ごみの回収を推進するためのマニュアルを作成しました。自治体の皆様におかれましては、本制度の趣旨・内容をご理解いただき、海洋環境の保全等を図るためにも、関係する漁業者・漁業協同組合によるごみ回収の推進にご協力をお願い致します。

なお、本パンフレットとは別に、漁業を営む漁業者個人だけでなく、漁業協同組合、漁業生産組合、会社、家族・共同経営等の団体で漁業、養殖業に従事する皆様向けのパンフレットもありますので、併せてご利用ください。

マニュアルにおける海洋ごみとは

漁業者が**ボランティアで海から回収した海洋ごみ**のことを示しています。

漁網等の漁業系廃棄物や**船上で食べた食品のごみ**等、漁業者が自ら排出したごみは補助金の対象外です。漁業者が自ら排出したごみの処理については、各自自治体、漁業協同組合の取り決めに従ってください。



※全ての漁業種類(底びき網、船びき網、まき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、養殖等)が補助金の対象です。

【マニュアル掲載先】 マニュアルの内容について、より詳しく確認したい方は、以下のURLから「漁業者と自治体の協力による海洋ごみ回収マニュアル」にアクセス願います。

URL https://www.env.go.jp/water/marine_litter/post_118.html

(海洋プラスチックごみに関する各種調査ガイドライン等について)



2

補助金制度について



環境省では、漁業者がボランティアで海から回収した海洋ごみの処理費用等に対し、1都道府県あたり最大1千万円までを上限として、定額補助する制度(海岸漂着物等地域対策推進事業)を令和2年度に新設しました。

令和3年度は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県の28道府県で補助金制度を活用した事業に取り組んでいます。

補助金制度の対象

マニュアルでご紹介する補助制度は、以下が対象となります(詳細については、都道府県の環境部局等へ問い合わせください)。

補助対象

【対象の海洋ごみ】

- **漁業者が操業時や海底清掃時等にボランティアで海から回収した海洋ごみ**
(例:スーパー袋や食品トレイなどの梱包資材、漁網、ロープ等のプラスチック類、金属類、ゴム類、木材等)

【対象の経費】

- 自治体が**海洋ごみを処理する場合の委託料、重機使用料**
(例:ごみ処理業者への委託料、ごみを保管場所の賃貸料)
- 海洋ごみ回収～処理に係る**必要な備品購入費、工事請負費等**
(例:ごみ保管コンテナ・不法投棄を防止シート・防犯カメラ購入費等)



補助対象外

- 漁業者が自ら排出したごみ(船上の飲食・生活雑貨ごみ等)
- 漁業者が自ら排出した、壊れた漁具や使用しなくなった漁網など(漁業系廃棄物等)*
- 自然災害時に発生した流木・ガレキ・土砂等

*漁業者自らが排出するごみの処理に関しては、各自治体や漁業協同組合の取り決め、環境省の漁業系廃棄物処理ガイドライン等に従い対応してください。



漁業者が自ら排出するごみ



漁業系廃棄物



海底清掃時に破損した漁具の保証

3

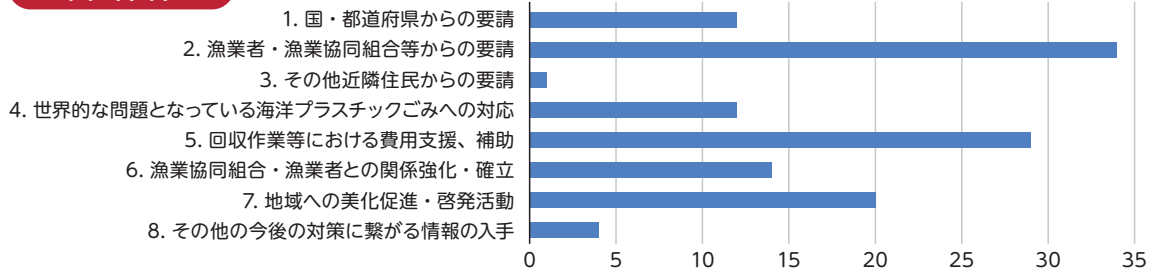
海洋ごみ回収を始めた動機と期待される効果

令和2年度に、海洋ごみ回収事業を実施している自治体、漁業協同組合にアンケート調査を行い、「海洋ごみ回収の取り組みを開始した動機及び期待している効果」を聞きました。

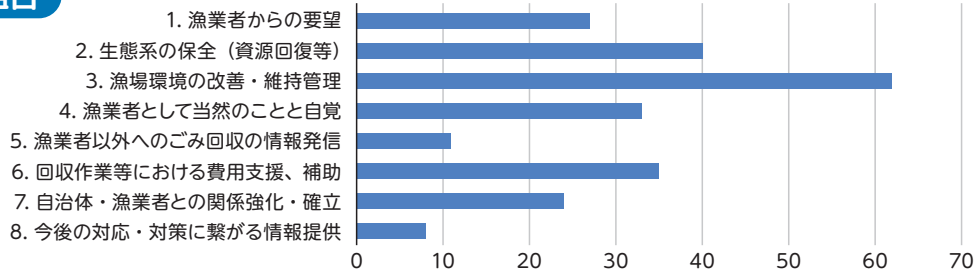
自治体では、「**漁業者・漁業協同組合等からの要請があった**」、「**回収作業等における費用支援・補助があった**」ことを動機としているとの意見が多く、漁業協同組合では、「**漁場環境の改善・維持管理**」、「**生態系の保全(資源回復等)**」を効果として期待しているとの意見が多くありました。

取り組みを開始した動機・期待している効果

自治体



漁業協同組合



【自治体のその他の意見】

- 漁場環境の維持・改善のため
- 国からの通達・補助があったため
- 魚の生育環境・生態系の改善のため
- 漁業者・市民への効果的な美化促進・啓発につながるため
- 海底ごみの効率的な回収や取り組み推進に向けた具体的な方法を充実させてほしいため
- 海岸漂着物やマイクロプラスチックの発生抑制につながるため
- 「save the sea」を合言葉として、国際環境会議や海岸漂着物臨時回収処理事業(環境省補助)等の海の環境を守る活動に取り組んできた

【漁業協同組合のその他の意見】

- 海洋環境の改善・生態系の保全のため
- 漁獲量・資源量の増加、養殖の生産向上のため
- 行政による補助があるため
- 保管場所の確保やごみ処理を自治体が行い、漁業者の負担が軽減されるため
- ごみを処理しないと漁業ができないため
- 操業時の漁網の破れ、ごみと漁獲物との分別による作業に支障をきたすため
- 船舶等の事故の未然防止のため
- 漁業者の意識を向上させ、安心安全な水産物を供給するため



4

海洋ごみ回収を行うための手順

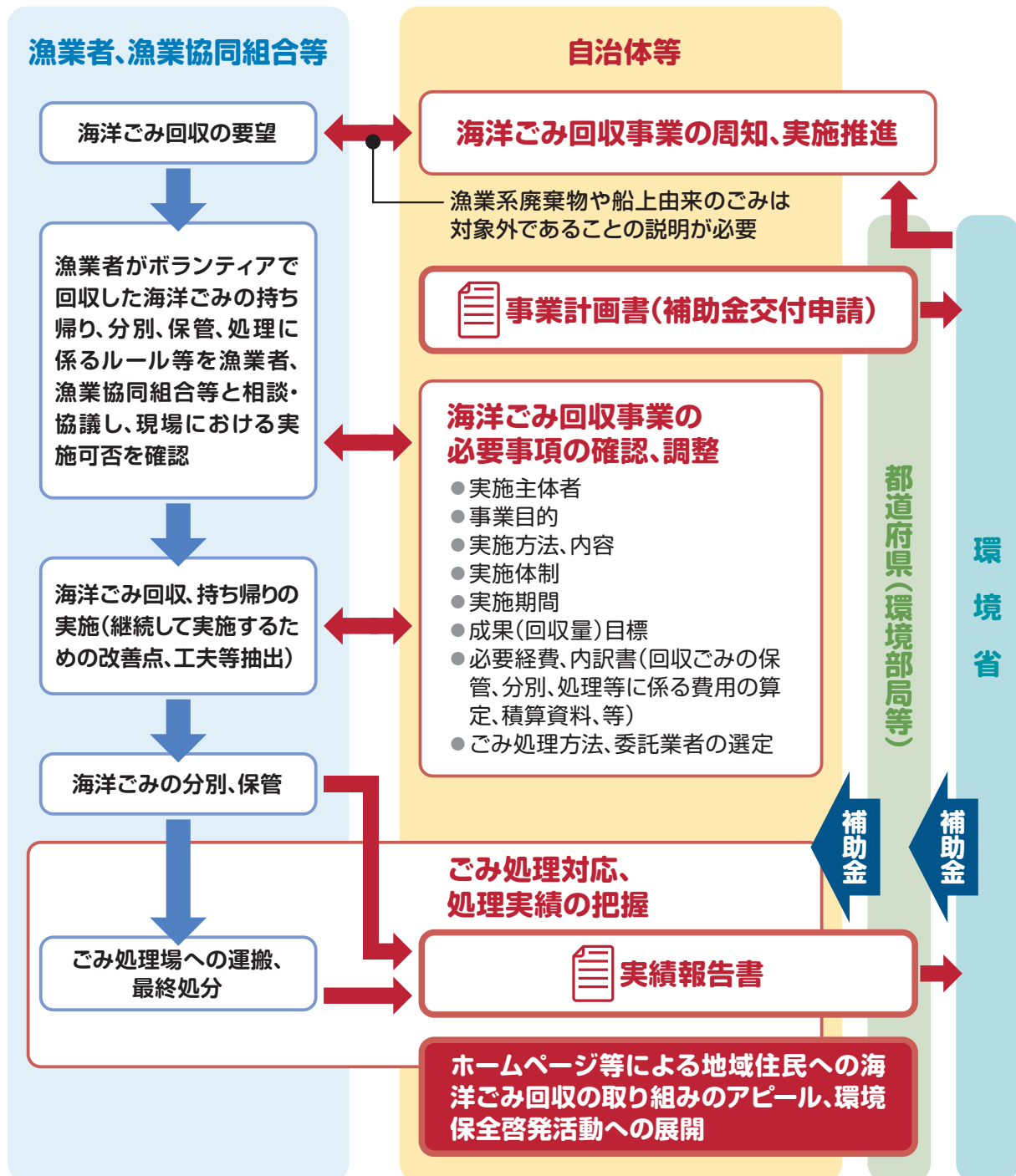


海洋ごみ回収の取り組みを始めるための手順とポイントをまとめました。

なお、事業実施にあたり、補助金交付申請の手続き等の詳細については、環境省の「地域環境保全対策補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱」をご確認ください。

※都道府県は補助事業、市町村は都道府県を通じた間接補助事業となります。

海洋ごみ回収に係る自治体と関係先の手順フロー



5

自治体(市町村)の申請手続き



補助金交付申請手続きの詳細は「**海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付要綱**」、**「海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領」**に記載されています。疑問点については、まず各都道府県の環境部局の担当者にお問い合わせください。

1 補助金の申請手続き

「●年度 ●●県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金交付申請書」による申請
補助金交付申請額 金●●円

(添付書類)： a. 事業計画書、 b. 所要額調査、 c. 市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本
d. その他知事が必要と認める書類

2 補助金の報告手続き

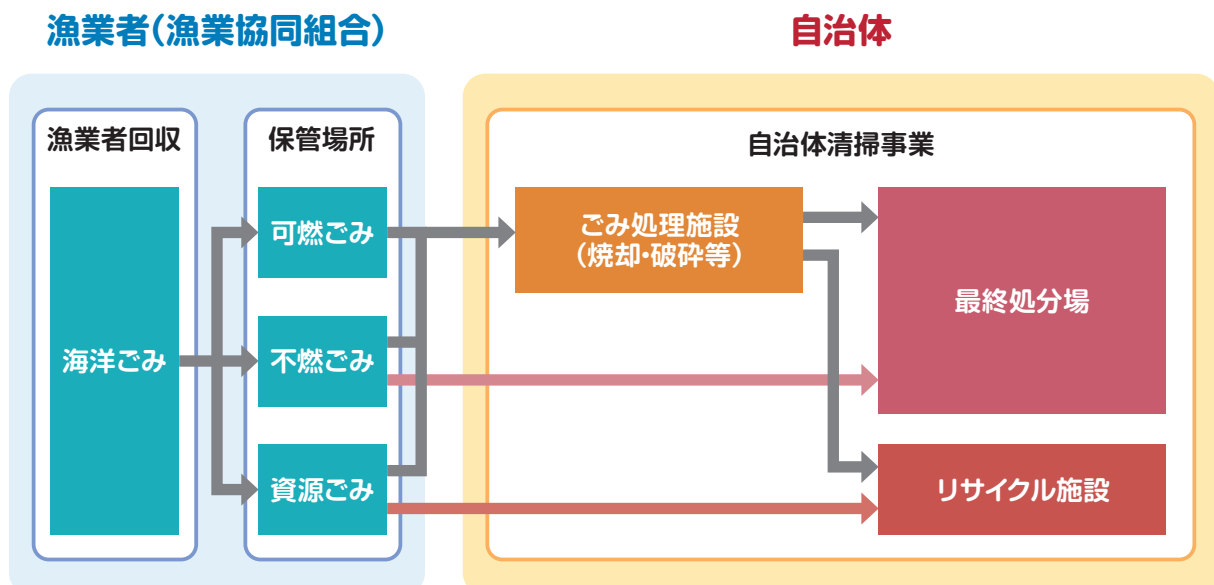
「●年度 ●●県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金実績書」による報告
補助金精算額 金●●円

(添付書類)： a. 完了実績報告書、 b. 所要額精算書、 c. 市町村の歳入歳出決算書(見込書)抄本
d. 回収した廃棄物の確定量、及びその後の処理状況が把握できる資料
e. その他業務内容が確認できる資料

漁業者がボランティアで海から回収した海洋ごみは、自治体(または委託業者)が廃棄物として処理(収集・運搬及び処分)することが考えられます。

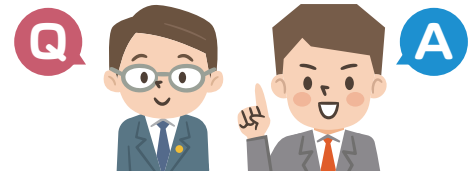
自治体は、当該海洋ごみの発生量を把握し、その処理を廃棄物処理計画に位置付けるとともに、他自治体において処理を行う際には、必要な措置を講じる必要があります。

漁業者と自治体の協力による海洋ごみの回収、処理フロー(例)



6

Q&A



想定される課題点について、取り組み事例を踏まえて解決策を紹介します。

Q1

補助金制度を利用するためにはどうすべきか。

● 補助金制度は単年度事業のため、年度初めに事業計画書等を含む補助金交付申請書、年度末または事業終了時に実績報告書を、都道府県経由で環境省へ提出する必要があります。詳細は、都道府県の環境部局へ相談してください。(マニュアルp24参照)

Q2

漁業者等との連携、関係構築はどのようにするのが良いのか。

● ごみ処理等を担当する環境部局と漁業者と関わる水産部局が自治体にある場合は、両部局で連携をとるとともに、役割分担等を調整する必要があります(ごみの処理、経費対応や申請・報告は環境部局等、漁業者との実務的な連携は水産部局等が担当)。

漁業者等の要望や操業時の混獲ごみの状況や回収・持ち帰り実施の可否について漁業者から状況を聞きとり、海洋ごみ回収の取り組み事業について説明、協力依頼を行う必要があります。(マニュアルp17参照)

※令和元年6月4日付で、環境省と水産庁よりそれぞれ各都道府県の担当部局へ、自治体と漁業者のごみ処理体制構築を推進。

Q3

事業対象の回収された海洋ごみと事業対象外の漁業系廃棄物や不法投棄された家庭ごみ等を区分する際の注意点は？

● 漁業者が自ら排出した、壊れた漁具や使用しなくなった漁網等は漁業系廃棄物(産業廃棄物または事業系の一般廃棄物)の扱いになるため、ボランティアで海から回収した海洋ごみと混在しないように保管することを漁業者に理解頂くことが大切です。

操業時に回収された海洋ごみの保管場所に、意図的に他の漁業系廃棄物や家庭ごみが不法投棄される場合が多くあります。付着生物の有無、臭いや汚れの状況等により区別はできますが、まずは保管場所への不法投棄を防ぐための工夫等が必要です。(マニュアルp20参照)

Q4

分別方法はどのように設定すべきか？

●A 回収したごみをまとめてコンテナ等に一括保管し、分別等は自治体が委託した処理業者に任せることが最も漁業者等の手間がかからない方法ですが、ごみの品目によって処理業者が異なる場合や処理できる条件(長尺物の切断、漁網の金属部位除去等)が異なる場合があるため、地域ごとの処理の状況を踏まえて、分別・保管のルールを決める必要があります。(マニュアルp19参照)

Q5

ごみの保管場所はどのように決定するのが良いか？

●A ごみの保管場所の選定にあたっては、関係者との十分な協議が必要です。また、回収されるごみの量や種類に応じてごみ容器の大きさや形状(コンテナ、フレコンバッグ等)についてもよく相談することが必要です。

【留意点】

- 悪臭・腐敗臭、ハエ等虫の発生が問題にならない場所
- ごみの不法投棄がされにくい場所
- 回収したごみを漁業者が搬入しやすい場所
- 処理業者が処理場へごみを搬出しやすい場所

【考えられる対策】

- ごみの大きさや種類に応じてごみ保管容器を分ける
- ごみステーションの設置
- 水揚げ後、すぐにごみを保管できる場所にごみ箱を設置

(マニュアルp20参照)



香川県提供写真

Q6

操業時の海洋ごみ回収を継続するためには？

●A 継続するためには、漁業者のモチベーションを維持することが重要です。回収・処理実績を記録し、操業時のごみ回収の成果を“見える化”するとともに、地域住民等へ情報発信するといった工夫が考えられます。また、プラスチック・スマート(環境省)、プラスチック資源循環アクション宣言(水産庁)等の活用、登録も可能です。(マニュアルp27参照)

Q7

回収したごみをどのように処理すればよいか？

●A 自治体の焼却施設で処理される場合が多いですが、近年、リサイクルの取り組みもみられます。(マニュアルp22参照)

参考資料

漁業系廃棄物について

本マニュアルの対象外となる、**漁業系廃棄物**についてガイドラインや指針が公表されています。漁業系廃棄物の処理については、下記資料をご参照ください。

漁業系廃棄物処理ガイドライン(環境省、令和2年)

漁業者や地方自治体、処理業者、メーカー等を対象に、廃棄物処理法に従った具体的な処理や循環的な利用方法等の手順や事例を示しています。

URL https://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline/gyogyokei/post_55.html



漁業系廃棄物計画的処理推進指針(水産庁、令和2年)

漁業者及び漁業関係者を対象に、漁業系廃棄物の発生量の把握や保管、処理及び費用の検討・整理方法等、計画的な処理を実施するための手引きを示しています。

URL https://www.jfa.maff.go.jp/j/sigen/action_sengen/190418.html



関連情報について

他地域の取り組み事例等の参考情報を掲載しています。ご参照ください。

プラスチック・スマート(環境省HP)

正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていくための様々な取り組み事例について掲載しています。

URL <http://plastics-smart.env.go.jp/>



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(環境省HP)

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までの、プラスチックのライフサイクル全般での3Rや再生素材・再生可能資源(紙・バイオマスプラスチック等)への切り替えを進め、あらゆる主体の取り組みを促進するために、同法律の概要や手引き等を掲載しています。

URL <https://plastic-circulation.env.go.jp/>



【問い合わせ先】

環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室
電話:03-5521-9025